

ID: 101

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	保育料, 時間外保育料及び一時保育料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市立保育所条例 第13条		
例規番号	平成27年条例第10号		
【根拠条文】 (保育料, 時間外保育料及び一時保育料の減免) 第13条 市長は, 特別の事情があると認めるときは, 保育料, 時間外保育料及び一時保育料を減免することができる。			
【基準】 根拠条文、赤平市立保育所条例施行規則第9条、赤平市立保育所時間外保育事業実施規則第9条及び赤平市立保育所一時保育事業実施規則第13条の規定による。 (保育料の減免) 第9条 市長は, 災害その他やむを得ないと認められる事情により, 児童の保護者の負担能力に著しい変動が生じ, 保育料を負担することが困難と認められる場合においては, 保育料を減免することができる。 2 前項による保育料の減免を受けようとする者は, 保育料減免申請書(様式第6号)に減免申請の理由を証する書類を添えて, 市長に提出しなければならない。 3 市長は, 前項による申請があったときは, その実態を調査し必要と認めるときは, 減免事由の発生した日の属する月から, 保育料の減免を行うものとする (時間外保育料の減免) 第9条 市長は, 災害その他やむを得ないと認められる事情により, 児童の保護者の負担能力に著しい変動が生じ, 時間外保育料を負担することが困難と認められる場合においては, 時間外保育料を減免することができる。 2 前項による保育料の減免を受けようとする者は, 時間外保育料減免申請書(様式第6号)に減免申請の理由を証する書類を添えて, 市長に提出しなければならない。 3 市長は, 前項による申請があったときは, その実態を調査し必要と認めるときは, 時間外保育料の減免を行うものとする。 (一時保育料の減免) 第13条 市長は, 災害その他やむを得ないと認められる事情により, 児童の保護者の負担能力に著しい変動が生じ, 一時保育料を負担することが困難と認められる場合においては, 一時保育料を減免することができる。 2 前項による保育料の減免を受けようとする者は, 一時保育料減免申請書(様式第7号)に減免申請の理由を証する書類を添えて, 市長に提出しなければならない。 3 市長は, 前項による申請があったときは, その実態を調査し必要と認めるときは, 一時保育料の減免を行うものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市児童館条例 第4条第2項		
例規番号	昭和39年条例第37号		
<p>【根拠条文】 (使用) 第4条 児童館は、第1条の目的に従い児童の使用に供する。 2 次の各号に掲げるものは、前項の使用を妨げない限度において市長の承認を得て使用することができる。 (1) 児童の福祉に関係ある団体 (2) 市長が特に認めるもの</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	赤平市児童遊園設置条例施行規則 第4条ただし書		
例規番号	昭和61年規則第5号		
<p>【根拠条文】 (行為の禁止) 第4条 児童遊園においては、次に掲げる行為を禁止する。ただし、市長は、必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 児童遊園を損傷し、又は汚損すること。 (2) はり紙をし、又ははり札をすること。 (3) 競技会、展示会、映画会その他これに類する催しのために児童遊園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 広告を表示すること。 (5) 児童遊園をその用途以外に使用すること。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	赤平市入院助産条例 第3条ただし書		
例規番号	平成18年条例第35号		
<p>【根拠条文】 (費用の負担) 第3条 助産を受ける者又はその扶養義務者は、助産の実施に要した費用について、市長が規則で定める金額を負担しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市入院助産条例施行規則第8条の規定による。 (減免) 第8条 条例第3条ただし書の規定により負担金の減免を受けようとする者(以下この条において「減免申請者」という。)は、助産費用負担金減免申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による減免については、道規則の例による。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、減免の適否を決定し、助産費用負担金減免決定(却下)通知書(様式第10号)により減免申請者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	入所の決定		
例規名 根拠条項	赤平市入院助産条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成18年規則第38号		
<p>【根拠条文】 (入所の決定等) 第4条 市長は前条の規定により申込みがあったときは、助産の実施の適否について助産施設入所調書(様式第2号)による調査のうえ決定し、助産を行う必要があると認めるときは助産施設入所承諾書(様式第3号)、助産を行う必要がないと認めるときは助産施設入所不承諾通知書(様式第4号)により、希望者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により助産の実施決定をしたときは、助産施設入所依頼書(様式第5号)により、施設に通知するものとする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (対象者) 第2条 入院助産施設(以下「施設」という。)において助産の実施を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件(以下「入院助産要件」という。)を備えていなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する世帯であること。 ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 イ 当該年度分の市町村民税非課税世帯 ウ 前年分の所得税非課税世帯 エ 前年分の所得税課税額が15,000円以下の世帯であって市長が特に認める世帯</p> <p>(2) 前号ア及びイに規定する世帯を除き、法令に基づく各種社会保険による分べん費等の給付を受けることができる額が39万円未満であること。</p> <p>(3) 市内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 母子健康手帳を受けていること。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給資格者の認定		
例規名 根拠条項	赤平市子ども医療費助成に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成6年条例第25号		
<p>【根拠条文】 (受給資格者の認定) 第4条 保護者は、市長に受給資格者の認定申請をしなければならない。 2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給資格者) 第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ赤平市の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども (3) 赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成6年条例第24号)による医療費の助成を受けている者(同条例第2条第1項第3号に該当する者を除く。)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	赤平市子ども医療費助成に関する条例 第6条		
例規番号	平成6年条例第25号		
<p>【根拠条文】 (助成の範囲) 第6条 市長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、赤平市の区域内に住所を有する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯を除く。)に属する子どもにかかる医療費から受給者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。</p> <p>【基準】 根拠条文、第5条及び赤平市子ども医療費助成に関する条例施行規則第7条の規定による。 (基本利用料の助成額) 第5条 市長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。 (条例第5条に規定する額等) 第7条 条例第5条に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)の規定の例による。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	赤平市子ども医療費助成に関する条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	平成24年規則第7号		
<p>【根拠条文】 (受給資格者の登録及び受給者証の交付) 第3条 市長は、前条の規定により、認定したものについて様式第2号による子ども医療費給付登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3、様式第3号の4又は様式第3号の5による子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第4号による子ども医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までの間とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市高齢者福祉研修施設設置条例 第5条第1項		
例規番号	平成6年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (利用の手続) 第5条 高齢者福祉研修施設を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、高齢者福祉研修施設の運営上必要があると認めるときは、その利用につき条件を付することができる。 3 前2項に規定する利用の許可手続に関しては、別に市長が定める。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の範囲) 第4条 高齢者福祉研修施設を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。 (1) 地域の老人クラブの活動に関するもの (2) 地域住民の文化、教養の向上に資するためのもの (3) その他指定管理者が特に認めたもの 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給者証の交付
例規名 根拠条項	赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第6条第2項
例規番号	平成6年条例第24号
<p>【根拠条文】 (受給者の決定等) 第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、その助成を決定するものとする。 2 市長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (助成の対象) 第3条 市長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者 (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者 ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。 イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者。 エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間 (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者 ア ひとり親家庭の母又は父の所得額が、規則で定める額以上であること。 イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得額が、規則で定める額以上であること。 エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------------	---------	-------

ID: 119

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第8条		
例規番号	平成6年条例第24号		
<p>【根拠条文】 (助成の方法) 第8条 医療に関する経費の助成は、市長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。 2 市長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条の2の規定による。 (助成の額) 第4条 医療費に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、一部負担金を控除しないものとする。 2 市長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。</p> <p>(条例第4条第2項に規定する額等) 第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則 第5条		
例規番号	平成6年規則第31号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第5条 受給資格者は, 受給者証を破り, 汚し, 又は失ったことにより, 受給者証の再交付を受けようとするときは, 重度心身障害者, ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第7号)を, 市長に提出してその再交付を受けることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第5条第1項		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p>【根拠条文】 (使用承認) 第5条 ふれあいホールを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認をする場合において、ふれあいホールの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、ふれあいホールの使用を承認しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、付属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他ふれあいホールの管理上支障があると認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第9条		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市ふれあいホール設置条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第9条の規定による使用料の減免基準は、別表第2のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。 (2) 第7条第4号の規定により使用の承認を取り消したとき。 (3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市ふれあいホール設置条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは、全額還付する。 (2) 条例第7条第4号の規定により使用承認を取り消されたときは、全額還付する。 (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ふれあいホール使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいホール設置条例 第12条		
例規番号	昭和61年条例第29号		
<p>【根拠条文】 (特別設備等の制限) 第12条 使用者は, ふれあいホールの使用にあたって特別の設備を設け, 又は特殊物件等を搬入しようとするときは, 市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日